

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

内閣総理大臣認証として特定非営利活動法人設立認証書に記載された特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）の規定により、以下の団体の設立の認証を取り消しました。

特定非営利活動法人設立認証書に記載された法人の名称
特定非営利活動法人 MOTTAINAI

主たる事務所の所在地
佐世保市牧の地町 2 番地 18

設立代表者
山口 智寛

認証年月日
平成 21 年 5 月 14 日

取消年月日
平成 26 年 3 月 14 日

取消し理由

特定非営利活動法人 MOTTAINAI は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定により内閣総理大臣へ認証の申請をし、平成 21 年 5 月 14 日付け府国生第 527 号により特定非営利活動法人設立認証書の交付を受けたものである。

設立の認証を受けた団体においては、法第 7 条第 1 項及び組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、その主たる事務所の所在地において、設立に必要な手続きが終了した日から 2 週間以内に登記しなければならないとされている。

しかし、平成 26 年 2 月 12 日現在においても設立の登記を行っておらず、法第 13 条第 3 項に規定する取消要件（6 月を経過しても法第 13 条第 1 項の登記をしないとき）に該当する。

根拠法令
特定非営利活動促進法第 13 条第 3 項